

報告第10号

健全化判断比率等の報告について

健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年8月30日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

1 健全化判断比率について

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.5	64.5
(13.10)	(18.10)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載した。

2 資金不足比率について

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	— (20.0)	
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	
農業集落排水事業特別会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がないため、「—」を記載した。
- 2 当該特別会計の経営健全化基準を括弧内に記載した。